

# おびしん住宅サポートローン

令和6年1月4日現在

1. 商 品 名	おびしん住宅サポートローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方</li> <li>・ 満 18 歳以上満 70 歳未満で、完済時の年齢が満 80 歳以下の方</li> <li>・ 安定継続した収入のある方</li> <li>・ 新たに一般社団法人しんきん保証基金保証付の有担保住宅ローンを借入れる方、または一般社団法人しんきん保証基金保証付の有担保住宅ローンを借入れてから 6 ヶ月以内の方</li> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方</li> </ul>
3. ご融資資金の用途	<p>(1) 一般社団法人しんきん保証基金保証付有担保住宅ローンの対象物件にかかる次の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インテリア、家電等購入資金</li> <li>・ 引越費用、仮住まい費用</li> </ul> <p>※申込日時点で支払日から 3 ヶ月以内の支払済資金も含めることができます</p> <p>(2) 申込人または申込人の家族（配偶者、親、子、孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金</p> <p>(3) 申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入れたローン（無担保）の借換資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合には限りません</p>
4. ご 融 資 金 額	・ 10 万円以上 500 万円以内（単位は 1 万円きざみ）
5. ご 融 資 期 間	・ 3 ヶ月以上 40 年以内かつ当該有担保住宅ローンの保証期間内
6. ご融資限度額	・ 一般社団法人しんきん保証基金の他の保証ローンと合算し、一般社団法人しんきん保証基金が定める保証限度額を超えない範囲
7. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動金利（付利単位 1 円）</li> <li>・ ご融資利率は当金庫が定める短期プライムレートを基準として決定いたします</li> <li>なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します</li> <li>・ ご融資後は当金庫の短期プライムレートの改定日後最初に到来する利払日の翌日から適用します</li> </ul>
8. ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元金均等払または元利均等払</li> <li>・ ボーナス時増額返済併用可能です（ただし増額分はご融資額の 50%以内）</li> <li>・ 元金据置可能期間は 1 年以内です</li> </ul>
9. 保証人及び担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので原則必要ありません</li> <li>・ 保証料はご融資利率の中に含まれています</li> </ul>

## おびしん住宅サポートローン

10. 手 数 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件変更（割賦金見直しまたは期間延長のともなうもの）を行う場合は、条件変更手数料 11,000 円（消費税込）が必要です</li> </ul>
11. 苦情処理措置・紛争 解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または帯広信用金庫「お客様サポート室」（9 時～17 時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください。</li> <li>紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください          なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です          また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、帯広信用金庫「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</li> </ul>
12. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在のご融資利率に関しては当金庫本支店窓口でお問い合わせください</li> <li>返済試算表をご希望の方は、当金庫本支店窓口でお問い合わせください          お客様が申し出た条件での返済額を試算いたします</li> </ul>

◎ くわしくは窓口にお問い合わせください。